

青い月曜日を考える

八 林 秀 一

1. はじめに

日本人は勤勉なのだろうか。このように問いを立ててみると、一つには次のように答えることができるだろう。つまり、年間総実労働時間（製造業・生産労働者）を指標にとって見ると、1980年代には2100時間を越えてかなりの長時間労働の国であった日本は、90年代に大幅な年間労働時間の短縮を見て、2002年には1954時間で、アメリカ（1952時間）、イギリス（1888時間）と同水準となったが、ドイツの1525時間やフランスの1539時間よりもまだ長い¹⁾。そしてこの国際比較での相違は、一応景気変動とは関連せず別々の要因で定まってくると考えられる。というのも、景気が悪い場合は失業率が高く良い場合は低い、と一応考えていいと思われ、そして現実には90年代の日本の労働時間短縮（一国の時間的比較）の場合には、なるほど1988年の改正労働基準法の施行もそれなりに意味を持ったであろうが、それ以上にバブル崩壊後の日本経済の停滞がおおきく影響を及ぼしていると考えられるのに対して、国際比較では、ILO定義失業率²⁾で見ると、ドイツ・フランスに対して日本・アメリカ・イギリスは明らかに低い水準にあるといえるからである。ここからは、ひとまず勤勉な日本の労働者というイメージを一応持つことができる。

本稿は、現在の失業問題を考察したいのではなく、以上のような労働時

間の相違がなぜ生まれるのか、という点に関わって、働くことの意味、そして歴史的なその意味の転換について考えてみたいと思う。現状のデータにもう少しこだわってみると、興味深いのは、年齢別失業者構成が国ごとに相違している点である（表1を参照）。

大きく見て日本が他の国と相違している点は、一方での15～19歳層の失業者の相対的少なさと、他方での60歳以上層の失業者の相対的多さである。若年層の問題は、必ずしも失業率の低さではなくて、NEETの問題として最近では脚光を浴びておりまさに働くことの意味に関わってくるが、本稿では触れることはしない。他方での我が国で高齢者の失業が多い点はすでに問題視されてきている。たとえば「活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築」と題する『平成15年版厚生労働白書』は、「我が国においては、高齢になっても働きたいという意欲が高いが、最近では、高齢者の労働力率の低下が見られる。その要因についてはさまざまな指摘があるが、特に最近においては、経済情勢の悪化により雇用機会が限られていることも一因になっているのではないかと考えられ、就業を希望したが『適当な仕事が見つからなかった』ため就業できなかった者の割合が増えてきている³⁾」と指摘している。失業者の要件として、「仕事を持たず」、「現在就業可能であり」、「仕事を探していた」という三つを考えると、「我が国にお

表1 年齢別失業者数構成比（2002年、%）

国・地域	15～19歳	20～24歳	25～35歳	35～49歳	50～59歳	60歳～
日本	4.5	15.0	27.9	22.6	18.1	12.3
アメリカ	15.0	17.1	22.6	28.8	11.9	4.6
イギリス	16.9	15.9	23.5	27.4	16.4	
ドイツ	3.2	9.7	19.9	38.8	23.8	4.5
フランス	3.0	16.8	30.4	33.6	15.5	0.7
スウェーデン	3.5	14.4	29.7	29.8	13.8	8.7
韓国	6.9	17.3	29.5	32.3	10.8	3.3
オーストラリア	21.2	17.6	23.3	25.2	10.7	1.9

出所：労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2005』、第4-3表を整理。

いては、高齢になっても働きたいという意欲が高い」という同白書の指摘に見られるように、最後の「仕事を探していた」要件が我が国では他の国と比較して多いと考えられる。そして注意したいのは、「仕事を探していた」というのは必ずしも労働意欲の高さをストレートに意味しているとは言えない点である。つまりここからだけでは、「働きたい」のか「働かざるを得ない」のかは、判然とはしない。もちろんこの両者は必ず二者択一的に現れるとは限らないであろう。いずれにせよ、視点を逆に取って「働かない(働けない)」から、「働く」ことの意味を逆照射することができるのではないだろうか。本稿はこの点を歴史的に考察する最初の糸口として、いわゆる「青い月曜日」慣行を取り上げて、若干の検討を加えてみたい。

2. ツunft時代のドイツ手工業の職人における「青い月曜日」

月曜日に休むという「青い月曜日 (Blauer Montag)⁴⁾」の慣行は、ドイツやオーストリアの地域では、中世の手工業の職人の伝統にさかのぼる。14世紀に始まって、15世紀には多くの都市の様々な職種で「青い月曜日」があったことが確認できる⁵⁾。そして、われわれが現在でもこの慣行の存在を確認できるのは、とりわけこの職人の慣行が、親方層、そして都市や領邦国家、さらには帝国の当局からの様々な抑圧の試みとの抗争関係の中で維持されてきたからであった⁷⁾。したがってまた、「青い月曜日」の意味づけは、職人と親方そして当局とでは、それぞれに全く異なっていたわけである。とくに17世紀から18世紀にかけては、手工業のツunft制度の「悪弊」一般に対して当局の側から様々な批判が行われたが、その重要な一つが、したがってまた後述するように、手工業の職人の伝統は手工業全体の伝統そのものの一環をなしていたと考えられるのだが、「青い月曜日」だったのである。

帝国レヴェルでは、まず1672年の「帝国議会鑑定書」で、「手工業職人

が共同で月曜日あるいはその他の正規の祝日以外の日に勝手に仕事を休む」
「悪弊かつ不当行為」の廃絶が要求された⁸⁾。さらにこの「鑑定書」を基礎に
1731年に帝国法が出され、「青い月曜日」は禁止となった。そして再度1771
年の「若干の手工業の悪弊、とりわけいわゆる青い月曜日の廃絶に関する」
「帝国議会鑑定書」⁹⁾を経て、1783年には「手工業者におけるいくつかの悪
弊、とくにいわゆる青い月曜日の根絶に関する勅令」が出された。この勅
令で、「国家から2ヶ月間の労働を奪い取り、手工業親方と職人に贅沢をさ
せてその後引き続いては当然にも貧困をもたらすこの非行を確実に根絶す
るために」職人に対して「すべての月曜日にその他の仕事日と同じく勤勉
にかつ同じく長く働くこと」を義務付けた¹⁰⁾のであった。そして、青い月曜
日による損害を、500人の親方と1500人の職人中規模都市のモデルケー
スで、1年間に13541ライヒスターラー16グロッシュンとした算出結果(1789
年)¹¹⁾も存在する。しかし、こうした帝国の重なる禁止令は、各領邦ごとに
実施はかなりまちまちで、その実効は疑わしかった。そして事実これらの
勅令等自体が、「一般的には遵守されていない」という理由から、繰り返し
発令されているのである。つまり、「禁止」の規定と歴史的な現実とは明確に
区別されるべきで、¹²⁾この場合には繰り返される禁止は、この慣行の執拗な
存続を示していると解釈されるべきなのである。

旧手工業の慣習一般と、これに対するとりわけ啓蒙期の当局の攻撃につ
いては、現在の筆者の研究状況ではこれ以上立ち入ることはできないが、
以下で、この「青い月曜日」慣行についてのみ基本的な点を確認しておこ
う。

第一に、この仕事を休む月曜日は、「青い」以外にも「すばらしい
gut」、あるいは「自由なfrey」¹³⁾とも形容されたが、とくに「自由な」の場
合は「仕事から自由になる権利」の含意が明らかである。職人が月曜日に
仕事を休むことは、この慣習が普及するにつれてツunft規約で認められ
る場合もあった。つまり、原則的に認めた上でその回数を制限する規定も

登場してきていた。例えば、1457年のオーバーライン 22 都市の仕立て業の同盟回状では、職人に対して当該週に祝日がない場合は 14 日に 1 日「自由な」日を与えるべきとしていた¹⁴⁾。また 1555 年の六ヴェンド都市（リューベック、ハンブルク、ロシュトック、ヴィスマール、シュトラールズント、グライフスヴァルト）ならびにシュターデおよびユルツェンの皮革加工業の約定では、職人は 6 回を超える「すばらしい月曜日」を行ってはならず、これ以上休む職人は、休んだ月曜日 1 回について週賃金分の罰金を払うことになっていた¹⁵⁾。

もちろんこの「青い月曜日」慣行は、職人が当局ならびに親方との抗争を通じて闘い取って来た権利の性格を持っているが、ここに見たようにツunft規定の中に包摂され、「名誉」をその一つの内容とする手工業の慣習の中に、そして広くは「民衆文化」の中に位置づけられるものであった。「職人の行動規範は、親方のツunft組織以上に手工業の伝統と慣習によって特徴付けられるものであって、職人は自身をツunft慣習の守護者とみなしていた¹⁶⁾」点が、親方への対抗の側面以上にまずは考慮されるべきである。「16 世紀から 18 世紀の手工業法は、当局の立法と団体的なツunft自律との対立によって規定されていた。このツunft自律の中で職人団体の自律の主張は特別の役割を果たしていた。なぜなら、この場合には親方は当局と一緒にあって職人に対したからである。手工業の慣習法が親方の法と職人の法とからなり、この両者が対応し補足しあうと共に対立することもあるというのが、そもそも手工業慣習法の固有性であった¹⁷⁾」。

第二に、第一の点とも関わって、「青い月曜日」は単なる休日ではなく、職人たちが共同で職人宿に集まって自分たちの問題について話し合う（＝職人層自身の裁判権、自律）日だった点に注意すべきである¹⁸⁾。共同の課題でとくに重要だったのが、外からやってくる職人の職探しの世話（地域労働市場のコントロール）で、通常はこの時に行われ、また職人組織の会費徴収もこの時に行われた。職人宿は自身の裁判権の確認と執行が執り行わ

れる場であり、また雇用機会の提供がなされる場でもあったのである。¹⁹⁾したがってまた、「青い月曜日」を遵守しない職人に対する制裁も行われた。1795年のある回想録には次のようにある。「職人宿で月曜日の朝に職人がすべてはいないことに気づくと、一人が他の者に、ここにいないあいつかこいつは働いているだろう。奴のところに行って彼を『焼こう』じゃないか、と言う。……彼が見つかり、彼は働くのをやめなければならないだけでなく、怠け者たち全部にパンと火酒を調達し、彼らが酔っ払うまで与えなければならないのである²⁰⁾」。

第三に、職人宿でのこの「青い月曜日」は、先の引用からも分かるように、同時に職人の集団としての祝祭と宴会の日でもあった。「職人宿体験と『すばらしい月曜日』あるいは『青い月曜日』は、宴会、猥談そして力自慢を伴っていたのだが、²¹⁾職人生活の基幹部分」であった。職人組織が存続していた末期の1804年のことだが、ベルリンですべての職人に対して祝祭と宴会そして会費徴収の儀式を禁ずる法令が出されたとき、「相対的に特権を有しており高度の熟練資格を持つ鍛冶職人」は、「新しい措置にもかかわらず、職人全体が職人宿で祝祭と宴会そして会費徴収の儀式を思うように行い、6週間ごとに半日、そして続く7週間には全日この儀式の機会に楽しむために集まっていた、いわゆるすばらしい月曜日が維持されるように」と²²⁾要求していた。

第四に、この点とも関連するが、月曜日は職人の労働のリズムから、休み日であった。職人は、一日の労働のリズム、そして1週の労働のリズムを自ら決定していた。そしてまた、余暇と労働とは截然と区切られていたわけではなかった。²³⁾例えば製靴業では、次のような戯れ歌が伝えられている。「月曜日は日曜日の兄弟だ、／火曜日にはまだ寢床の中、／水曜日には皮を仕入れに出かけ、／木曜日に仕事場に戻ってくる、／金曜日には皮を裁断し、／土曜日²⁴⁾にスリッパと靴を作る。」

いわゆる古手工業の中で、ツunft、そして手工業全体の慣習が、法的、

経済的、軍事的、政治的、社会的と多機能的性格を有していたと同様に、
 その中で、職人の慣習も多機能的であった。²⁵⁾したがってまた、「青い月曜日」
 も決して経済的にのみ解釈すべきではない。この職人の労働リズムに関わ
 る点については、次の節で立ち入って扱おう。

3. 工業化の中の「青い月曜日」ないし「聖月曜日」

以上のように、「青い月曜日」はドイツでは中世以来の手工業職人の伝統
 に深く根ざすものであった。しかしこの慣行は、19世紀にドイツで職人組
 織が解体されていった後にも、伝統的な手工業職人組織の枠を超えて生き
 延びたように思われる。1820年頃でも、「青い月曜日」は職人の日常の中で
 当然のことであった。例えば、次のような桶製造手工業者の回想が残って
 いる。「職人宿で祝宴が終わって新入り職人の加入儀式がなされると、月曜
 日にわれわれはみんなでヴィルマースドルフへと出かけ、そこで一日楽し
 く過ごした」。つまり、「この規範的な統合方法は、職人の日常の中で、行
 動の指針となる機能を維持し続けていた」²⁶⁾のである。1836年のミンデン市
 の市庁報告でも、「全職種の職人の集会在月曜日に設定され、ここでは放
 蕩、遊びと酩酊となった」と「青い月曜日」慣行が固守されていることが
 伝えられている。「青い月曜日を行うのは、ドイツ手工業職人にとっては三
 月前期でも、政治的権利を獲得することよりも重要であった」²⁸⁾。

この節では、とくに工業化あるいは工場労働の登場との関連で、「青い月
 曜日」を職人の慣習からやや拡大して考えてみたい。またこの節では、視
 野をドイツ以外のイギリスとフランスにも広げることにする。イギリスと
 フランスでは、ドイツの「青い月曜日」は「聖月曜日 Saint Monday, Lundi
 saint」と呼ばれて、ドイツでと同じように19世紀にも強固に存続し続けて
 いた。もっとも筆者には、「青い月曜日」と「聖月曜日」が全く同一の慣習
 と考えるかどうか、現在のところ確言はできない。先のJ.ロイレッケはイ

ギリスとフランスに言及した箇所²⁹⁾の註記でE.P.トムスの論文²⁹⁾を挙げているが³⁰⁾、ロイレック論文での用語は“Blauer Montag”でトムスン論文の用語は“Saint Monday”である。また、このトムスン論文の縮約ドイツ語訳が存在するが、そこでは“Saint Monday”は“der Blaue Montag”あるいは“der arbeitsfreie Montag”³¹⁾と訳されており、両者は全く互換的に用いられていると考えてさしつかえないだろう。そしてこのトムスン論文では、「実際に聖月曜日は、小規模工業、家内工業、戸外作業の工業が存在するところでは、ほとんどあまねく遵守されていた。そして炭鉱では一般的に見られ、時には製造工業や重工業でも引き続いて見られることがあった」とし、その事例として1800年のメキシコ織布業、1850年代60年代のフランス、1870年代のフランス、ベルギー、プロイセン、ストックホルム等に言及している³²⁾。以下では、この慣習そのものに着目していこう。「青い月曜日は、何度も繰り返して攻撃され嘲られてきたが、工業化によって抑圧されたものの決して根絶されえなかった伝統に属している³³⁾」。以下では、ドイツ、イギリス、フランスの「青い月曜日」「聖月曜日」の事例を考察し、それぞれごとの特性は必要に応じて付記していくことにする。

まず最初に、フランスの1847～48年パリ商工会議所調査の事例を見てみよう。「月曜日も仕事を気ままに休んでしまうという事態は、パリのほとんどの職業において、労働者のモラルにもっとも困った影響をもたらしている。このために労働者は貯えをする余裕がなくなるのが普通のこととなる。日曜日がミサの日として予定されるということとはなくなっているとしても労働者にとって少なくともそれは家族の日とみなされている。日曜日の一部を家族のためと予定しておくことに、労働者は喜んで同意する。夕方、彼らは妻や子供を外に連れて行くのである。しかしこうしたからには、他の一日を自分自身の気晴らしと楽しみとする権利があると労働者は考える。かくて月曜日は仲間の日となり、ひどく金を使う。この日に仕事をしないという気持は、きわめて強烈なものであり、しばしば労働への刺激を高め

るものですらある³⁴⁾】。

ここでは、「聖月曜日」に対する批判的な指摘に加えて、労働者がいわば「権利」として労働者自身による1週間の労働リズムを設定するという側面が窺える。さらに「月曜日」が「仲間の日」とある点が興味を惹く。これは、先の職人層としての慣習・文化であったドイツの手工業職人の「青い月曜日」の伝統的な事例では当然であった。この仲間意識がさらに強まる側面をも見せているのが、次の1830年のパリ警視總監の内務大臣宛報告の事例である。「月曜日は、労働者が仕事を離れてしまい、関の酒場に出かけ、大酒を飲んで楽しむ日であります。彼らはこうして騒擾を引き起こそうという気持になり、断然、治安対策など無視してかかるようになります。労働者の計画の³⁵⁾実行は、常にこの月曜日をめざして準備されます】。

この報告では、治安担当の当局の報告ということもあって、先の「仲間の日」を超えて、「騒擾を引き起こす」労働者の計画の「準備」が着目されている。パリのストライキ運動を拡大させるための集会は「関の酒場」で日曜日か月曜日に行われるのが通常であった。ドイツでも同様に、18世紀の職人ストライキは、決して暴発的に自然発生したものでなく、事前に職人宿で綿密に計画されていたことが知られている。しかし、一般的に職人の伝統と初期労働運動との連続性を問題にすると、「フランスでは強い連続性が見られる。……しかし、このことはライン川の東には同じ程度では当てはまらなかった。というのも、ドイツでは手工業—ツunft的伝統が（フランスおよびイギリスとは全く異なって）存続し続けた親方ツunftによって強力に防衛され、その限りで職人にはラインの西側ほどには自己確認の機会が与えられなかったからである³⁷⁾】。「青い月曜日」に焦点を合わせた本稿では、職人の伝統と労働運動との関連、そしてヨーロッパの中での国と地域ごとのその相違というこの大きな問題については、これ以上触れる準備はないので、以上の指摘にとどめて先に進む。

さて次に、「青い月曜日」と労働リズムの関連について見てみよう。18世

紀後半フランスのパリでも、先のドイツの製靴業での戯れ歌と同様の生活パターン、つまり日曜日に引き続いて月曜日にも酒場で酒を飲んで仕事を休むという事態が見られる。

「民衆のある部分にみられる極度の貧困は、その根源が、おおむね『月曜日』に酒場で行われる出費にある。すべての職人はその日は仕事を休む。それは職人たちのあいだの、古くからの抜きがたい習慣だ。……／……民衆が稼ぎの大部分を居酒屋や酒場で飲んでしまうのは事実であり、居酒屋は他の日より日曜祭日のほうが混み合っている。職人たちは、ついでにいわゆる『月曜日』というやつをするばかりか、『火曜日』までするのである。こうして週のうち二日が無為と飲酒のために使われる。労働すべき日に、しかもどんな時間にも無差別に居酒屋が開かれているようなことが、どうして許容されているのだろう、……／……請け合ってもいいが、彼らは大部分の時を、わずかにチーズかいくつかの果物だけで暮らしているのだ。彼らに慰めになるものとしては、ただぶどう酒しかないのである。ぶどう酒だけが労苦と疲労を忘れさせてくれるのだ。ぶどう酒だけが、荒仕事の退屈な単調さをまぎらわせてくれる。だからその人々にぶどう酒は残しておいてやろうではないか。」³⁸⁾

ここでは、「青い月曜日」が、先のドイツの戯れ歌とは異なってもっぱら非難のまなざしで描かれている。「月曜日をする」と動詞として使われているのもドイツと同様である。興味深いのは、著者のメルシエは、この「月曜日」の「無為と飲酒」が職人たちの貧困の原因と非難しつつも、「ぶどう酒だけが、荒仕事の退屈な単調さをまぎらわせてくれる」と仕事からの有用で必要な休養だという把握も示している点である。こうした理解はメルシエに限らない。「青い月曜日」について、ドイツ社会民主党労働組合の指導者でもあったヴィッセルは、「職人は当然にも労働時間短縮を望んだ。ただ、求める方向が長い労働時間に対してではなくて、むしろ週労働時間の短縮に向けられたのだ³⁹⁾」と述べ、また「カール・カウツキーは、1893

年にツンフト職人にとっての青い月曜日を求める闘いは、19世紀末の工場労働者にとって8時間労働日を求める闘いと同一のものだ⁴⁰⁾と述べていた。いずれにとっても「青い月曜日」は、労働者が長時間労働に対して正当に要求すべき休息の日であったわけである。またトムスンは、「こうした不規則な仕事リズムは一般に、週末の深酒と結びついていた。聖月曜日は、多くのヴィクトリア時代の禁酒パンフレットのターゲットであった。しかし、もっとも真面目で自己規律ある手工業者ですら、こうした気晴らしの必要を感じたかもしれない」と、「気晴らしの必要」から一種の「青い月曜日」擁護論を述べている⁴¹⁾。

しかし、「青い月曜日をする」人間は怠け者という批判の方が、すでに見てきたように、いわばこの慣行そのものと同じく古くから並行して存在してきたし、むしろ圧倒的だったといえよう。イギリスにおいて「貧困は勤勉に不可欠な突き棒であるという広く流布された理論」によると、「ある程度までであれば、欠乏は勤勉を促すということ、また三日の労働で暮らしていける製造業者は、その週の残りの日々には怠惰になって酒を飲んで過ごすようになることは、……よく知られた事実である。……製造業諸州の貧民は一般的に言って、生活と毎週の放蕩三昧とを支えるのにちょうど必要な時間を超えて働くことは、決してない⁴²⁾。」また、「[織布工の]『黄金時代』に雇用主たちが頻繁に口にした不満は、織布工たちは金曜日と土曜日の夜に仕事を埋め合わせることによって、『聖月曜日』——そしてときには火曜日も休日にした——の慣行を維持し続けているというものであった。伝統によれば、織機は週のはじめのうちは『たーくさんの時間、たーくさんの時間』という緩慢な速度で動いた。しかし週末には、織機は『1日中カタカタ、1日中カタカタ』と音をたてつづけた⁴³⁾」。

このように描写される態度は、まさにウェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で「伝統主義」とした生活態度である。つまり、「報酬の多いことよりも、労働の少ないことの方が彼を動かす刺激だ

ったのだ。彼が考慮に入れたのは、できるだけ多く労働すれば一日にどれだけの報酬が得られるか、ではなくて、これまでと同じだけの報酬——2.5マルクを得て伝統的な必要を充たすにはどれだけの労働をしなければならないか、ということだった⁴⁴⁾」。

経済史家ランデスは、イギリス産業革命における「問屋制度の内部矛盾」としてこの問題に言及して次のように指摘している。「……家内織布工や家内職人は自分の時間を自由に使い、好きな時に作業を開始しそして終了した。雇主が勤勉を奨励する目的で単価を引き上げたとしても、現実には、生産高の減少に終るのが通例であった。というのは、彼らは、分相応の生活水準というものについてかなり硬直的な考えを持っていたので、ある限度以上に収入を得るよりは休息する方を選んだからである。換言すれば、賃銀が高ければ高いほど、少し働くだけでその限度に到達しえたからである。手元が豊かである限り、彼らはその日暮しの生活を送った。つまり、明日のことを思い煩わず、わずかな収入の大半を在所の旅籠屋や居酒屋で費やし、給料日の土曜日と安息日の日曜日と『聖月曜日』を飲み騒いで過ごし、火曜日になると思い身体を引きずって不承不承仕事に戻り、水曜日になって仕事に熱が入るようになり、そして木曜と金曜には来たる長い週末のために仕事を間に合わせるよう猛烈に働いたものである⁴⁵⁾」。

以上は、経済史の教科書風にいえば、賃銀が上昇するに伴って労働の供給が減少する「後方屈伸労働供給曲線」の例の記述とも言えるであろう。この労働のリズムの理解と関わって興味深いのは、ランデスのA.スミス批判である。スミスは、『諸国民の富』の中で次のように述べている。「……労働賃銀は勤勉への刺激剤であって、勤勉は、人間の他の性質と同じように、刺激をうけるのに比例して上昇する。……もっとも一週間自分を扶養するだけのものを四日間で稼得することができれば、職人によってはのこりの三日間は怠けてしまうであろう。とはいえ、こういうことはけっして大部分の者についての事実ではない。これに反し、職人というものは、出

来高に応じてゆたかに支払われると、どうしても過労におちいり、数年のうちに自分の健康や体をこわしてしまいがちになるものである。……一週のうちの日四日間の過度の精励が、のこりの三日間の怠惰の真の原因になることはしばしばである[る。]……数日にわたってひきつづきおこなわれる身心いずれかの大労働は、たいていの人のばあい、休養に対するはげしい欲求を自然にともなうものであって、この欲求は、強制かまたはある強度の必要によって抑制されぬかぎり、不可抗的なものである⁴⁶⁾。

これに対してランデスは、「[アダム・スミスの]説明は、原因と結果を取りちがえているように思われる。労働者が時々このような傾向を示すのは、この種の余暇を好んでおり、かつ週に二日か三日全力で働けばそれが達成されるからなのであって、労働者が数日間限界まで働くこと自体を楽しみ、その結果休息のために長い週末が必要になるからではないのである。後者の考え方によれば、学生は、期末試験に備えて「詰め込み」勉強をするので、学期初めの三ヵ月間を休むのである、と主張するようなことになってしまうのである⁴⁷⁾と述べている。以上の議論の限りでは、筆者は個人的な実感からもランデスの考えを支持したいが、この問題にはもう少し異なった接近も可能だと思われる。つまり、「報酬の多寡よりも労働の多寡」と捉えるだけでは「青い月曜日」問題は尽くされない、と思われるのである。

ひとまず「青い月曜日」に対する批判に戻ると、興味深いのは、すでに啓蒙期の当局が、「青い月曜日」に対して罰則だけでなく、高賃金で対処しようとしていたことである。先に述べた1771年の「帝国議会鑑定書」は、「手工業職人に対して、これまで通常であったよりも多く仕事にとどまるなら、賃金の増加を当然与えて勤勉へと励まさなければならない⁴⁸⁾」としている。この試みは、すでに述べたように挫折したと判断できるだろうが、これは一応今述べた「伝統的態度」に対する「高賃金の経済」の無効性から説明できるだろう。さらに、「青い月曜日」批判で興味深いのは、「時は金なり」と「資本主義の精神」を説いたベンジャミン・フランクリン⁴⁹⁾の考え

である。彼は、『自伝』でロンドンの印刷所での経験を語る中で、「印刷所内の規則をいくつか合理的に変更してはと提議」したことに触れ、さらに「また決して休まないのも——現に私は聖月曜日をきめこむということはない——主人の気に入る……⁵⁰⁾」と、「合理的」な彼は「聖月曜日」慣行に批判的に言及している。ここでは1720年代のロンドンの印刷工・植字工の中でのフランクリンのむしろ特異性が目立つ、といえるが、「青い月曜日」批判としてはむしろ通常の怠け者批判につながると理解できるであろう。

ここで、「青い月曜日」と労働リズムの関連を考えてみよう。この点と関わってまず重要と思えるのは、景気変動との関連では、職人たちはむしろ労働供給が少なく仕事が多い時、つまり職人にとっては高い賃金を得るのに有利な月曜日を休日を選んで⁵¹⁾いる点である。これはドイツについての指摘だが、同様の状況は19世紀初頭のイギリスでも観察されている。「ナポレオン戦争の時に多くのロンドンの業種では完全雇用であるにもかかわらず、『この大都市で聖月曜日が守られているのが分かる……一般的にはさらに聖火曜日が続くのだ』という不満が聞かれる⁵²⁾」のである。この場合には、職人が「伝統主義」の行動をとるとしても、高賃金が得られる月曜日に働いて、そうすればその分休みを多く取れるからそのほうがよい、という行動も考えられるわけである。

さらに注意しておきたいのは、「青い月曜日」慣行は、むしろ高熟練の高賃金の職人によって遵守されていた点である。例えば、1840年代のパリでは、「この調査の過程でしばしば、そして残念なことだが、次のように指摘しなければならなかった。最高の賃金を得る連中が最高に倹約などしない連中である。彼らは月曜日に仕事に出ないだけでなく、しばしば二日か三日休んだ後に仕事場に現われる。その時に彼らは有り金を使い果たしている」と指摘⁵³⁾されている。イギリスでも、「聖月曜日の主たる支持者は、よりよい賃金を得るものであった。熟練した者にとっては、高い出来高賃金は高賃金をもたらしただろう。しかし、彼らはしばしばほどほどの賃金と大

幅なレジャーを選択したのだ⁵⁴⁾。つまり、こうした高熟練の高賃金の職人の労働リズムは、仕事全体を見通した仕事志向 task-oriented であって、時間志向 time-oriented ではない⁵⁵⁾、と考えるべきではないだろうか。

ここで「伝統主義」という把握の全面的な批判を行うつもりはないが、筆者には、仕事志向での労働のリズムの(集団的な)自己決定、つまり「青い月曜日」慣行が、職人としてのアイデンティティーに関わっていた点が一層重要だと思われる。ドイツの製本手工業者の18世紀と19世紀の転換頃の回想では、「非常に賞讃されている分業の欠点」として、雇用主からの独立性が次第に失われてしまう根拠となっている点を挙げてこれを批判していた。「分業がないこと、そして労働過程での自己組織への権利が、職人自己認識のレベルに影響を及ぼしていた。これが最もはっきりと現れていたのが、『工場奴隷』からの身分自覚的な区分であった。分業が彼らからすべての独立性を奪い去り、彼らを富者の奴隷にしているのがであった」と主張され、これに対しては「ドイツの手工業者は、その仕事に属するものならずして修得しなければならない」という伝統的な要求がなされていた⁵⁶⁾。またイギリスでも、「雇用主(マスター)の命令と規律に服従する雇われた賃金労働者である『奉公人(サーヴァント)』と、自分の好きなときに『仕事に來たり帰ったりする』職人としての地位との間には地位面でギャップがあった。そのギャップの大きさは、一方から他方へ甘んじて押しやられるよりも、血を流すことを選択するほどだった。「工場は勤勉な職人を『従属状態』におとしめた⁵⁷⁾」と考えられたのである。本稿との関わりでは、「奴隷」ないし「従属状態」とは、まずもって労働リズムを「自分の好きな」ように自己決定できない点にみてとることができるだろう。

すでに見てきたように、「青い月曜日」を「怠惰」として捉える批判は、すでに啓蒙期の当局の側から多く存在していた。これに対して、例えばドイツの19世紀前半の企業家たちは、さらに新しい点をつけ加えている。つまり、クルップ社では、1838年工場規則で「鐘から五分遅れたものは4分

の1日、4分の1日勝手なことをしたものは半日、半日来ない者は4分の3日分賃金を引かれる。」「誰でも事前の連絡なしに許可なく仕事を休んだものは、その時間分賃金なしで働かなければならない」と定めていたが、1844年アルフレート・クルップのメモには「Kはまさに『青い月曜日』人間でしょっちゅう遅刻してくるが、残りたがっている」とある。⁵⁸⁾ 工場の規律を守れない問題ある人間が「青い月曜日」人間に他ならないのである。逆に、自分で労働のリズムを確保したい人間は、工場の規律を守れないのは当然と思える。またドイツの企業家F. ハルコルトは、1849年に『労働者への手紙』の中で、プロレタリアートという概念を倫理的に劣った者のみに適用し、労働者という概念に名誉を与えたが、プロレタリアートとして、「青い月曜日を日曜日よりも神聖だと考えている怠け者で呑み助」を挙げている。⁵⁹⁾ ここに至ると、「青い月曜日」を守る者は、「工場奴隷」の上に立つどころか、全く逆転して、倫理的に劣った「プロレタリアート」と捉えられているのである。興味深いことに、1848年3月26日のベルリンでのある集会で、演説者が職人に対してプロレタリアで呼びかけたとき、彼らは嵐のように抗議しその表現を強制的に撤回させたのであった。⁶⁰⁾

さて、この節の最後で、「青い月曜日」のいわばその後を、簡単に確認しておこう。1881年でも、ドイツでのある論文は、「日曜労働はしばしば月曜日の祝祭をもたらしている」とし、「青い月曜日の祝祭は再び一般化し」「この社会的ガンを除去したと喜ぶのは早い」と結論している。とはいうものの、19世紀末頃にはこの「青い月曜日」をめぐる大きな対立はもはや見られず、その意義は低下し、社会的に受け入れられた確固とした現象とはいえなくなる。⁶¹⁾ 「はじめに」でみたドイツの年間労働時間の短さは、例えば日本と比較して週労働時間が短いからではなく、Urlaub（休暇）の長さによっているが、「労働力の回復という目標は、……19世紀末までは様々な社会抗争において常に労働時間短縮の形をとり、UrlaubないしFerien（休日）と関連することはな⁶²⁾く、「労働者に対する一般的で規則的な回復休暇の成

立にとって決定的だったのは、世紀交頃の管理と職員に対する休暇の供与であった⁶³⁾。つまり、現在の Urlaub は、「青い月曜日」とは断絶しているのである。

イギリスのバーミンガムでは、1864 年でも「巨大な時間が失われている。というのも、朝仕事に来る時と食事後の仕事再開の時にもまた、時間が守られないからだけでなく、それ以上に、『聖月曜日』が守られているからである⁶⁴⁾」という状況であった。しかし、19 世紀後半になると、「聖月曜日」の侵食が進んでいく。この侵食を主として推し進めたのは、土曜日半日休日運動⁶⁵⁾であった。こうして、「レジャーの強調点が、月曜日から土曜日へ、つまり不規則な認められていない『遊んで時間の浪費をする』から、承認され讃美された土曜午後⁶⁶⁾の休みへとシフト」したのであった。ドイツの「青い月曜日」と同様に、イギリスの「聖月曜日」も、今日の休日とはむしろ断絶している、といえるであろう。

4. 現在の「青い月曜日」

さて、今一度労働リズムの問題に立ち返ろう。トムスンは、「大規模な機械力による工業の登場以前の労働パターン」に着目して議論を展開し、「この労働パターンは、激しい労働と怠惰が交互に繰り返すというものだった」とその不規則性を指摘している。彼の考察の対象は、以上の限りでは、そして基本的に 19 世紀までと考えてよいであろうが、以上を述べた直後に、この労働パターンは「ひとが自分の仕事生活をコントロールしているときには、いつも登場してくるものだった」とし、さらに「このパターンは、今日でもいくつかの自営業——芸術家、文筆家、小農、そして多分学生も——の間では存続し続けている。すると、これは『自然な』人間の労働リズムではないのか、という疑問が起こってくる⁶⁷⁾」と、カッコの中に入れてであるが、興味深い付記を行っている。

この点から、いきなり話が跳ぶが、現代日本の状況を考えてみたい。産業革命以降、単純に熟練が解体の一途をたどったのではない点は、業種や職種によって非常に様々ではあるが、一応いえると思われるが、現代における熟練工のあり方と熟練の意味について、町工場の旋盤工である小関智弘は次のように述べている。「いまでは、近隣のどの町工場にも、NC旋盤やNCフライス盤やMC（マシニングセンタ）がすえられ、そういう機械が現場の主役となった。／はじめは、ハンドルのない機械になにができるかとせせら笑った古い職人たちも、いまではその威力の前に言葉もない。はじめは、熟練不要の機械といわれた。しかし使ううちに、熟練工が使うほどに能力を発揮する機械とわかってきた。NC機を駆使して、古い機械では想像もできないような仕事をする新しい熟練工が、現場にぞくぞくと生まれた。ハイテク職人の誕生である。／現場で働く人たちの腕にたくわえられた熟練を頼りに成り立ってきた町工場は、熟練不要の機械の出現によって、無用の存在になるだろうという、軽はずみなジャーナリストや評論家たちは、ロボットピアなぞという造語の始末を、どうつけるのだろうか⁶⁸⁾。そして、「何よりも、熟練工に要求されるのは、仕掛かり能力、段取り能力とか治具能力と呼ばれる知的な能力である」「熟練工の特質は、腕の器用さではなくて、仕事を見る眼にある、部分ではなく全体を見る眼を持っている。仕事の奥ゆきを見る眼を持っている。仕事にとりかかる前に、その仕事をするためにはどんな注意が必要か、どこが急所か、どんな道具を用意すべきかを見抜く眼を持っている」と述べている⁶⁹⁾。さらに、こうした職人は自分の仕事のリズムを持っているとも読めるのが、つぎの例である。「むかし、サジ兄と呼ばれる鋳物職人が、笠原鋳工所にいた。めっぽう腕のよい職人で、ひとが二日もかかるような手のこんだ鋳型の砂詰め仕事を、サジ兄は半日もあればやってのけた。鋳物工の腕のよしあしは、第一にこの鋳型作りの上手下手で左右される。しっかりと砂が詰められていなければ型がくずれて、仕上がりは悪い。サジ兄は、自分の受け持ちの型を込めて

しまうとさっさと工場を出て、荒川で投網とあみを打っているというような人だった。それでも、誰も文句を言わなかった。吹きの日になると工場にやってきて、溶けた鉄の湯面ゆづらを見定めては湯を流す。冷えて固まったサジ兄の鋳物は、どんな複雑なところでもかっきりと湯が流れていて、メリハリよく仕上がっていたという。ガンバラ（不良品）を吹くなどということはない70)。」

ここで、先ほど述べた仕事志向、あるいはこれと関わって「ドイツの手工業者は、その仕事に属するものならずべて修得しなければならない」という要求を想起しても、必ずしも牽強付会ではないだろう。そしてこうした仕事志向の場合には、労働のリズムの自己決定が重要になってくる。そして「青い月曜日」のそのままの再現はもちろんであろうが、フレキシブル・タイムや在宅勤務が拡大している現在、「青い月曜日」あるいは「『自然な』労働のリズム」の意味を考えることは、なおさら重要になっていると思われる。「はじめに」の最後で、「働きたい」のか「働かざるを得ない」のか、という問題を提起しておいた。再び小関の言葉を借りると、「労働がイコールものを作るの関係で、仕事をしている人間は幸せだと思う。それはどんなに合理化されてきても、ものを作っている過程だけは自分のものだという、犯されぬ領域があること、その領域の中では、遊びと同様に胸をドキドキさせ、新しい疑問を自分で作り、それに勝負を挑んでゆく賭けの醍醐味もあるからなのだ。そこでは、遊びと仕事は同質の意義をもつ71)」。「仕事の全体を見る眼」、そして自分で仕事のリズムを作れること、これが「働きたい」につながるのではないだろうか。

最後に、Blauer Montag, Blue Monday, そして Saint Monday という語の現在の使われ方について簡単に考察しておきたい。なお、以下は体系的でもないし網羅的でもないことを予めお断りしておく。

まず、Blauer Montag について、ドイツ語の百科事典では次のようである。現在の百科事典の一つである dtv-Lexikon では、“Montag, an dem

nicht gearbeitet (blau gemacht) wird.”つまり、働かない月曜日である。そしてこの後に、「起源についてはさまざまな説明がある。たとえば、もともとすべての手工業職種は日曜日に行われる職種の年祭りに働かない一日を加え、この日にツンフトの死者に対して青いミサ（ミサ服の色から）が執り行われたという説がある。青い月曜日は神聖ローマ帝国手工業令(1731年)による禁止にもかかわらず、19世紀末まで残る⁷²⁾。また Der neue Brockhaus では、最初の部分は dtv-Lexikon と同一で、その後、「中世では懺悔火曜日の前日の月曜日だけであった。青い月曜日という名前は、この日から祭壇に青い（すみれ色の）布をかけることから、あるいは民衆の娯楽はしばしば暴力沙汰となったので、当時の言葉“bläuen”=prügeln 殴りあうからきている⁷³⁾」とある。

次に辞典を見てみると、Brockhaus Wahrig では、“über den Sonntag hinaus bis einschließlich Montag verlängerte Arbeitsruhe”で、「日曜日を越えて月曜日まで引き伸ばされた休日」の意であり⁷⁴⁾、Duden では、“Montag, an dem jmd.(ohne triftigen Grund) nicht zur Arbeit geht.”で、「(もったもなし理由なしに) 仕事に行かない月曜日」である⁷⁵⁾。

以上のように、ドイツ語で Blauer Montag はサボって働かない月曜日である。またサボるの意味で“blaumachen”ないし“blau machen”という動詞も挙げられている。いずれにせよ、ドイツ語ではももとの職人の伝統を離れて現在でも使用されるようであり、独和辞典にも記載されている⁷⁶⁾。また、blauer Montag が freier Montag あるいは guter Montag と呼ばれていたことは、すでに述べたが、「聖月曜日」にあたる Sankt Montag あるいは heiliger Montag は、ドイツ語の百科事典や辞典では存在が確認できなかった。

これに対して、Saint Monday ないし Blue Monday を英語の百科事典で調べてみると、Encyclopaedia Britannica では両方とも確認できず、Encyclopedia Americana (1967年版) の Blue Monday の項目に「以前、ヨーロ

ッパで、レント前の月曜日に与えられた名で、この日教会は青で飾られた。日曜日に働くことを要求されていた階級の人々には、休日とされていた。この言葉は現在では、特に落ち込んだ、ないし憂鬱な気分 blue spirits の月曜日を意味している。しかししばしばルースに用いられ、月曜日一般に適用される⁷⁷⁾とある。この場合は、「以前、ヨーロッパ」ではブルーマンデーは休日であるが、「現在では」休日なのかどうか今ひとつはっきりしない。この点はすぐ後で触れる。またこの百科事典には Saint Monday の項はなく、さらに、Blue Monday の項も 1998 年版では削除されている。

英語の辞典で OED を見てみると、Blue Monday の項は、“(a) the Monday before Lent ; (b) a Monday spent in dissipation by workmen (cf. Ger. der blaue Montag)” とある。本稿に関わる (b) は「労働者によって放蕩に費やされる月曜日」でドイツ語の「青い月曜日」が参照となっており、同じ用法と考えてよいだろう。また、Saint Monday の項は、“used with reference to the practice among workmen of being idle on Monday as a consequence of drunkenness on the Sunday ; chiefly in phrase to keep Saint Monday” とある。⁷⁹⁾「日曜日に飲みすぎた結果月曜日を怠ける労働者の間の慣行と関連して用いられる」ということだから、やはり怠ける月曜日に他ならない。なお、以上は 1989 年出版の第 2 版だが、1933 年出版の初版も、以上の二つの項に関しては、全く同一である。

これに対して Webster の New International Dictionary の 1934 年の第 2 版では、Blue Monday の項は、“1. The Monday before Lent. 2. Monday regarded as trying or depressing, from its being the day for resuming work after the Sunday rest, and, often, laundry day. Chiefly U. S.” である。⁸⁰⁾本稿に関わる 2. は、「日曜日の休息の後に仕事を再び始めなければならない日で、そしてしばしば洗濯の日でもあるので、つらくて気が減入ると考えられる月曜日」である。つまり、「仕事を再び始めなければならない」つまり仕事をするので「気が減入る」のである。OED の Blue Monday と

は意味が逆転している点に注意しよう。そして興味深いことに、最後に「主にアメリカ合衆国で」と付記されている。さらに、同書の Saint Monday の項は、“Monday, when taken as a holiday by a workman who has spent Sunday in dissipation. Brit.”⁸¹⁾である。つまり「日曜日を放蕩で費やした労働者が休日とする月曜日」で、OED の Saint Monday の項とほぼ同じで、休む月曜日である。また最後に「イギリス」と付記されている点も興味を引く。しかし、1993 年の第 3 版では、Saint Monday の項はなくなり、Blue Monday の項は、“a Monday that is depressing or trying esp. because of the return to work and routine after a weekend”⁸²⁾と大意は第 2 版と同じである。また、Random House の Blue Monday の項も、“a Monday regarded as a depressing workday in contrast to the pleasant relaxation of the weekend.”⁸³⁾と、Webster とほぼ同じ意味を掲げている。また、Random House は 1987 年の第 2 版を引用したが、1957 年の初版もほぼ同じで、また Saint Monday の項はない。

以上のように、Blue Monday に着目してみると、ドイツ語での blauer Montag およびその意味を引くと思われる OED と、Webster や Random House とでは、一方が休む月曜日に対して他方が働く月曜日、と意味が全く逆転している。筆者にはその逆転の理由、そしてそれがいつ頃起こったのか等々については不明である。また、英語とドイツ語以外については筆者の現状では全くわからない。

ここで、印象論の域を出るものではないが、わが国での「ブルーマンデー」について考えてみよう。開高健には『青い月曜日』という自身の経験を背景にした小説があり、その文庫版の著者自身による「あとがき」で、「『青い月曜日』とは英語の《ブルーマンデー》からとったのだが、私にとっては少年時代と青年時代はいつもとめどない宿酔であったように感じられる⁸⁴⁾」と述べている。つまり、OED の Saint Monday ないし Blue Monday の用語法とほぼ同じであろう。これに対して、最近の用語法について、例

えばインターネットで検索して出てくる項目には次のような説明があり、ほぼこれと類似の用語法しか見つからない、という状況である。例えば、『月曜病』（ブルーマンデー症候群）と出社拒否症」というタイトルのもとに、「休日明けの月曜日の朝。『何だか会社に行きたくないなあ』と憂うつな気分襲われた経験は、誰でも一度や二度はあることでしょう。月曜日は、休日のレジャーの疲れを持ち越したり、管理社会に戻らなければならないことが負担になるなど、精神的な状態が最も悪い曜日とされています。また、「だるい」「胃や腸の具合が悪い」「風邪気味だ」など、体の不調が最も訴えられるのも月曜日です。こうしたストレスによる月曜日の心身の不調は「月曜病」（ブルーマンデー症候群）と呼ばれています。」と書かれて⁸⁵⁾いる。これは、明らかに Webster や Random House の用語法である。

以上、「休む月曜日」か「働く月曜日」かの相違にこだわったのは、仕事と休みのリズムを自分で決定できるかどうかの問題と関わっており、したがってまた、「働きたい」のか「働かざるを得ない」のか、という問題にもつながってくると思えたからである。もちろん、「青い月曜日」慣行そのものについても、本稿は僅かに一端に触れるのみであるし、また、イギリスとドイツ以外の言及はほとんどない。また、現在の仕事と休息のリズムについては、印象論の域を越えるものではない。あくまでも問題提起、あるいはその糸口の提供が、この研究ノートの目的である。

- 1) 労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較 2005』, 179~180 ページ, 第 7-1 表。
- 2) 同書, 115 ページ。
- 3) 『平成 15 年版厚生労働白書』, 11 ページ。以下も同様。
- 4) なぜ「青い月曜日」と呼ばれるかについては、さしあたり Wissel, Rudolf, *Des Alten Handwerks Recht und Gewohnheit*, Bd. II, S. 415 ff. を参照。
- 5) 本稿では、「職人」とは Geselle の訳語で、手工業で徒弟修業を修了したがまだ親方にはなっていない手工業者を指す。
- 6) Reininghaus, Wilfried, *Die Entstehung der Gesellengilden im Spätmittelalter*,

Wiesbaden 1981, S. 167ff.

- 7) さしあたり, Reulecke, Jürgen, “Vom blauen Montag zum Arbeiterurlaub. Vorgeschichte und Entstehung des Erholungsurlaubs für Arbeiter vor dem Ersten Weltkrieg”, in : *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. 16, 1976, S. 209ff. を参照。史料としてツンフト規約については Wissel, *a.a.O.*, Bd. II, S. 419 ff., 帝国レヴェルの史料は, Proesler, Hans, *Das gesamtdeutsche Handwerk im Spiegel der Reichsgesetzgebung von 1530 bis 1806*, Berlin 1954 を参照。
- 8) Proesler, *a.a.O.*, S.38*f.
- 9) *A.a.O.*, S. 73*.
- 10) Zit. in : Reulecke, *a.a.O.*, S. 210.
- 11) *A.a.O.*, S. 211, Anm. 39.
- 12) Reininghaus, *a.a.O.*, S. 162, Anm. 1033.
- 13) Nahrstedt, Wolfgang, *Die Entstehung der Freizeit*, Faksimile-Nachdruck, Bielefeld 1988, S. 101, 139.
- 14) Wissel, *a.a.O.*, Bd. II, S. 422.
- 15) *A.a.O.*, S. 425.
- 16) Thamer, Hans-Ulrich, “On the Use and Abuse of Handicraft : Journeyman Culture and Enlightened Public Opinion in 18th and 19th Century Germany”, in : Kaplan, Steven L. (ed.), *Understanding Popular Culture*, Berlin/New York/Amsterdam 1984, p. 277. さらにこの点について, Bergmann, Jürgen, *Das Berliner Handwerk in den Frühphasen der Industrialisierung*, Berlin 1973, bes. S.111 ff. も参照。
- 17) Stadelmann, Rudolf/Wolfram Fischer, *Die Bildungswelt des deutschen Handwerks um 1800. Studien zur Soziologie des Kleinbürgers im Zeitalter Goethes*, Berlin 1955, S. 72.
- 18) Schultz, Helga, *Das ehrbare Handwerk. Zunftleben im alten Berlin zur Zeit des Absolutismus*, Weimar 1993, S. 95.
- 19) Thamer, *op.cit.*, pp. 289 f.
- 20) Griebinger, Andreas, *Das symbolische Kapital der Ehre. Streikbewegungen und kollektives Bewußtsein deutscher Handwerksgelesen im 18. Jahrhundert*, Frankfurt a.M./Berlin/Wien, 1981, S. 259.
- 21) Möller, Helmut, *Die kleinbürgerliche Familie im 18. Jahrhundert. Verhalten und Gruppenkultur*, Berlin 1969, S. 65.
- 22) Griebinger, *a.a.O.*, S. 270.
- 23) Thamer, *op.cit.*, p. 290.
- 24) Wissel, *a.a.O.*, Bd. II, S. 434.
- 25) Bergmann, *a.a.O.*, Erstes Kapitel, Das „ Alte Handwerk“ を参照。

- 26) Griebinger, *a.a.O.*, S. 77.
- 27) Bergmann, *a.a.O.*, S. 113.
- 28) Stadelmann / Fischer, *a.a.O.*, S. 78.
- 29) Thompson, E.P., "Time, Work-discipline, and Industrial Capitalism", in : *Past and Present*, Number 38, 1967, pp. 56 ff.
- 30) Reulecke, *a.a.O.*, S. 213, Anm. 53.
- 31) Thompson, E.P., "Zeit, Arbeitsdisziplin und Industriekapitalismus", in : R. Braun/W. Fischer/H. Großkreutz/H. Volkmann (Hrsg.), *Gesellschaft in der industriellen Revolution*, Köln 1973, S. 81 ff.
- 32) Thompson, "Time", p. 74.
- 33) Reulecke, *a.a.O.*, S. 213.
- 34) 喜安朗『パリの聖月曜日——19世紀都市騒乱の舞台裏——』, 平凡社, 1982年, 22~23ページ。
- 35) 同書, 251ページ。なお、パリの市門のすぐ外にある関の酒場の持つ意味については、同書, 18ページ以下を参照。
- 36) Griebinger, *a.a.O.*, S. 389ff.
- 37) Kocka, Jürgen, "Einführung und Auswertung" (von dem Teil "Handwerker—Arbeiter : Übergangs- und Anpassungsprobleme"), in : Engelhardt, Ulrich (Hrsg.), *Handwerker in der Industrialisierung. Lage, Kultur und Politik vom späten 18. bis ins frühe 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1984, S. 464.
- 38) L.-S.メルシエ, 原宏編訳『18世紀パリ生活誌——タブロード・パリ——』下, 岩波文庫, 1989年, 83~85ページ。
- 39) Wissel, *a.a.O.*, Bd. II, S415. ヴィッセルは、職人として遍歴も経験し、後にワイマール期に多数は社会民主党の人民政府委員となり、また労働大臣等で活躍した。Vgl. Wissel, Rudolf, *Aus meinen Lebensjahren*, Berlin 1983.
- 40) Reulecke, *a.a.O.*, S. 215~6.
- 41) Thompson, "Time", p. 76.
- 42) Thompson, E.P., *The Making of the English Working Class*, 1980 edition, Harmondsworth, 1980, p. 306, 市橋/芳賀訳, 『イングランド労働者階級の形成』, 青弓社, 2003年, 326ページ。
- 43) Thompson, *The Making*, p. 338, 邦訳, 364ページ。
- 44) Weber, Max, "Die protestantische Ethik und der „Geist“ des Kapitalismus", in : *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, 5. Aufl., Bd. 1, Tübingen 1963, S. 44, 大塚訳『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』, 岩波文庫, 1989年, 64~65ページ。
- 45) Landes, David S., *The Unbound Prometheus. Technological Change and Industrial Development in Western Europe from 1750 to the Present*, Cambridge

- etc., 1969, pp. 58~9, 石坂／富岡訳, 『西ヨーロッパ工業史 1』, みすず書房, 1980年, 71 ページ。
- 46) アダム・スミス, 大内／松川訳, 『諸国民の富』 I, 岩波書店, 1969年, 183~4 ページ。
- 47) Landes, *op.cit.*, p. 59. footnote 1, 邦訳, 396 ページ, 原注(28)。
- 48) Proesler, *a.a.O.*, S. 74*。
- 49) Weber, *a.a.O.*, Bd. 1, S. 31 ff., 邦訳, 40 ページ以下。
- 50) 松本／西川訳, 『フランクリン自伝』, 岩波文庫, 1957年, 76 ページ。
- 51) Reininghaus, *a.a.O.*, S. 164 ff.
- 52) Thompson, “Time”, p. 73.
- 53) 喜安, 同書, 23 ページ。
- 54) Reid, Douglas A., “The Decline of Saint Monday 1766—1876”, in : *Past and Present*, Number 71, 1976, pp. 78, 91.
- 55) これはトムソンの分析視角である。See, Thompson, “Time”, pp. 70 ff.
- 56) Griebinger, *a.a.O.*, S. 71.
- 57) Thompson, *The Making*, p. 599, 邦訳, 651~2 ページ。
- 58) 田中洋子, 『ドイツ企業社会の形成と変容——クルップ社における労働・生活・統治——』, ミネルヴァ書房, 2001年, 55~56 ページ。
- 59) Conze, W., Artikel “Proletariat”, in : Brunner, O./W. Conze/R. Koselleck (Hrsg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 5, Stuttgart. 1984, S. 44.
- 60) Stadelmann/Fischer, *a.a.O.*, S. 78.
- 61) Reulecke, *a.a.O.*, S. 214.
- 62) *A.a.O.*, S. 215~6
- 63) *A.a.O.*, S. 221.
- 64) Reid, *op. cit.*, p. 81~2.
- 65) *Ibid.*, p. 86.
- 66) *Ibid.*, p. 87.
- 67) Thompson, “Time”, p. 73.
- 68) 小関智弘, 『町工場・スーパーなものづくり』, 筑摩書房, 1998年, 162 ページ。
- 69) 小関智弘, 『鉄を削る 町工場の技術』, ちくま文庫, 2000年, 164, 165 ページ。
- 70) 小関智弘, 『町工場 世界を超える技術報告』, 小学館文庫 1999年, 84~5 ページ。
- 71) 小関智弘, 『粋な旋盤工』 風媒社, 1975年, 21 ページ。
- 72) *dtv-Lexikon in 20 Bänden*, Bd. 2, München 1982, S. 294.
- 73) *Der neue Brockhaus, Allbuch in fünf Bänden und einem Atlas*, dritte völlig neubearbeitete Aufl., Erster Band, Wiesbaden 1958, S. 302.

- 74) *Brockhaus Wahrig Deutsches Wörterbuch in sechs Bänden*, Erster Band, Wiesbaden/Stuttgart 1980, S. 715.
- 75) *Duden. Das große Wörterbuch der deutschen Sprache in 10 Bänden*, 3., völlig neu bearb. und erw. Aufl., Bd. 6, Mannheim u.a. 1999, S. 2636.
- 76) ここでは R. シンチンゲル／山本／南原, 『新現代独和辞典』, 三修社 1992 年, 232 ページだけ挙げておくと, 「der blaue Montag ズル休みしたくけだるい>月曜日, ブルーマンデー」である。
- 77) *The Encyclopedia Americana*, international edition, vol. 4, New York, 1967, p. 126.
- 78) *The Oxford English Dictionary*, second ed., vol. II, Oxford, 1989, p. 325.
- 79) *Ibid.*, vol. IX, p. 990.
- 80) *Webster's New International Dictionary of the English Language*, Second Edition, Springfield, 1934, p. 296.
- 81) *Ibid.*, p. 2202.
- 82) *Ibid.*, third edition, 1993, p. 241.
- 83) *The Random House Dictionary of the English Language*, second edition, New York, 1987, p. 229.
- 84) 開高健, 『青い月曜日』, 文春文庫, 1974 年, 475 ページ。
- 85) <http://nikkeibp.jp/wcs/leaf/CID/onair/kenkou/selfcheck/330815>